資料９－３

文化生活部

高知県文化生活部におけるいじめ防止等の取組について

１　私立学校における現状と県の支援

■私立学校におけるいじめの現状

H22：30 件　H23：14 件　H24：38 件　H25：24 件　　※ 全 18 校の合計

H25 調査（H25.9.28～H26.3.31）の重大事態の発生件数　・・・　なし

■私立学校における取組状況

○学校いじめ防止基本方針の策定　　全学校策定済み

○いじめ防止等の対策のための組織　　全学校設置済み

○具体的な取組等

人権教育研究協議会による研修会の実施、各種研修会への参加、
スクールカウンセラーの配置、Q-U アンケートの実施など

■私立学校に対する県の支援

○私立学校人権教育指導業務委託事業

私立学校における人権教育の推進を図るため人権教育指導業務を委託

【委託先】（公財）高知県人権啓発センター

【委託内容】学校訪問による助言指導、人権教育推進に係る研修の実施など

○財政上の支援

・私立学校教育力強化推進事業費補助金

いじめ等を未然に防止する取組（SC 配置など教育相談体制の整備）に対する補助

・私立学校運営費補助金

教職員及び児童生徒に対する人権教育研修等に係る経費に対する優先配分

２　いじめ問題の重大事態への対応

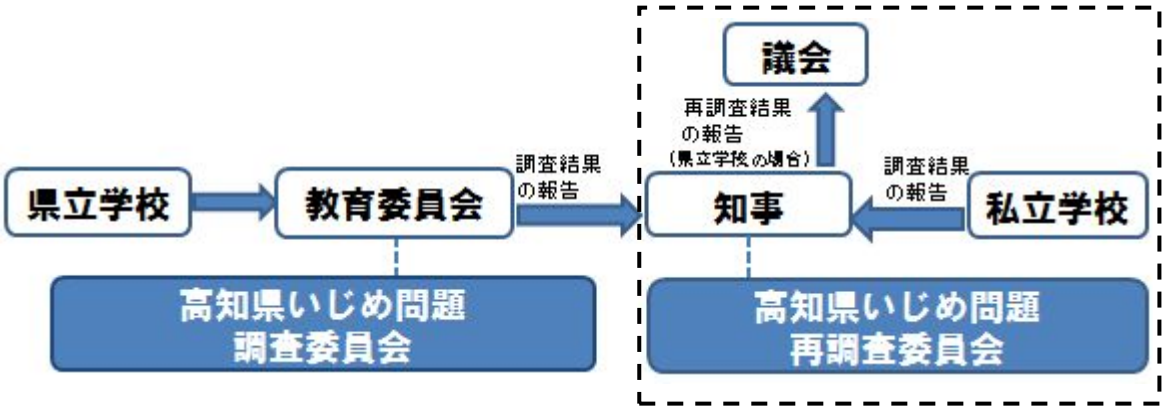

知事部局（文化生活部）

「重大事態」とは

●いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

●いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法第 28 条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」からの引用）

「高知県いじめ問題再調査委員会」について

※高知県いじめ防止対策推進法施行条例（高知県条例第 59 号）

役　　割：いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、必要に応じて調査を行う。

委　　員：教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者であって、当該調査審議の対象となる重大事態に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者　　（１５人以内）

委員委嘱：調査審議の対象となる重大事態ごとに知事が委嘱